

投票日は 7月20日

午前7時から
午後8時まで

京田辺市の投票所で投票できる人

- ①～③の要件を全て満たす人
 - ①平成19年7月21日以前に生まれた日本国籍の人
 - ②法令で定める欠格事由に該当しない人
 - ③令和7年4月2日（転入届出の日）以前から京田辺市内に引き続き住所があり、選挙人名簿に登録されている人

※京田辺市内で転居した人で、令和7年6月19日以降に転居の届出をした人は「前住所地」での投票となります。

住所を移転された場合は、投票する場所にご注意ください !!

- 上表①・②の要件を満たし、令和7年4月3日（転入届出の日）以降に京田辺市に転入した人
- 前住所地（京田辺市以外）の投票所で投票できる場合があります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

非拘束名簿式による 比例代表選挙とは

投票



候補者氏名でも、政党名でも投票できる。

開票

$$\text{○○党の総得票数} = \text{○○党候補者個人の得票数} + \text{○○党の得票数}$$

$$\text{△△党の総得票数} = \text{△△党候補者個人の得票数} + \text{△△党の得票数}$$

※特定枠の候補者氏名を記載した得票数も含む。

各政党の総得票数に応じて議席を比例配分し、以下のいずれかで当選人を決める。

【当選パターン①（特定枠なしの場合）】

候補者ごとの得票数の順に当選が決まる。

【当選パターン②（特定枠ありの場合）】

特定枠に記載の候補者を上位として順に当選が決まり、その他の候補者は個人の得票数が多い順に当選となる。

参議院議員通常選挙
は、7月3日（木）公示日です。当日は、市内22か所の投票所で午前7時から午後8時まで投票できます。開票は、同日午後9時から田辺中央体育館で行います。

この選挙は、有権者のみなさんが国政に参加できる機会です。私たち一人ひとりが大切な一票を投じて、私たちの代表となる人を選んでみましょう。

参議院議員通常選挙では、選挙区選出議員選挙（選挙区選挙）と比例代表選出議員選挙（比例代表選挙）の計2票を投票します。選挙区選挙の投票では、立候補者1名の氏名を記載します。また、比例代表選挙の投票では、参議院名簿届出政党の名簿登載者1名の氏名または各政党の名称のいずれかを記載します。比例代表選挙の当選人は、政党の総得票数（政党の得票数とその政党が届け出た名簿登載者個人の得票数の合計）に基づいて決まります。

なお、比例代表選挙は、非拘束名簿式で行われ、特定枠制度が導入されています。●非拘束名簿式：政党の届出名簿に「当選人となるべき順位」がつけられておらず、各政党の名簿登載者の中で、得票数の多い候補者が順に当選人が決定するしくみです。●特定枠制度：政党が優先的に当選人となるべき候補者を、あらかじめ当選人となるべき順位を決めて名簿に記載し、特定枠の候補者を優先的に当選させる制度です。特定枠の候補者氏名を記載した投票は、政党の有効投票とみなされます。

参議院議員通常選挙

行われ、特定枠制度が導入されています。

投票所一覧

| 投票区 | 投票所 | 地域 |
|-----|--------------------|---------------------------------------|
| 1 | 中央図書館（1階） | 田辺、新田辺西住宅 |
| 2 | 薪公民館 | 薪 |
| 3 | 興戸公民館 | 興戸 |
| 4 | 松井公民館 | 松井 |
| 5 | 北部住民センター | 西八、東林、岡村、大住ヶ丘一丁目、大住ヶ丘二丁目、大住ヶ丘三丁目、九十九園 |
| 6 | 健康村公民館 | 三野、健康村 |
| 7 | 草内公民館 | 草内、新興戸 |
| 8 | 飯岡公民館 | 飯岡、セビアの園 |
| 9 | 三山木小学校（西校舎1階多目的教室） | 高木、二又、山本、出垣内、山崎、宮ノ口、江津 |
| 10 | 南山学園 | 南山東、南山西、同志社住宅地、つつきの郷 |
| 11 | 普賢寺公民館 | 多々羅、普賢寺、水取 |
| 12 | 打田公民館 | 打田、高船 |
| 13 | 天王公民館 | 天王 |
| 14 | 河原公民館 | 河原、新田辺東住宅 |
| 15 | 府営住宅田辺団地第2集会所 | 府営住宅田辺団地 |
| 16 | 松井ヶ丘公民館 | 松井ヶ丘、山手東、山手中央 |
| 17 | 東田辺公民館 | 東 |
| 18 | 一休ヶ丘公民館 | 一休ヶ丘 |
| 19 | 健康ヶ丘公民館 | 大住ヶ丘四丁目、大住ヶ丘五丁目、健康ヶ丘、洛南寮 |
| 20 | 花住坂公民館 | 花住坂、市営住宅大住団地 |
| 21 | 山手南公民館 | 山手南、山手西 |
| 22 | 同志社山手北公民館 | 同志社山手、やすらぎの杜 |

投票所入場券をお忘れなく

投票所入場券は、投票日の当日までにお手元に届くよう、順次、郵送することとしています。全ての有権者に発送するため、手元に届くまでに数日かかることがあります。家族であっても別々に届くことがあります。同券は、投票所の場所をお知らせしたり、投票所で出ください。

お手元に届いた投票所入場券が届かないとき、紛失するときは、投票所の受付でお申し出ください。

投票の際はお持ちいただき、スムーズな受付事務にご協力をお願いします。

なお、投票所入場券は、あくまで整理券ですので、この券がないと投票できません。万が一、投票所入場券が届かないとき、紛失したときは、投票所の受付でお申し出ください。

滞在地や病院などで不在者投票ができます

滞在地で行う不在者投票

単身赴任や長期の出張などで京田辺市以外の市区町村に滞在しているため、投票日の投票や選挙期間中の期日前投票を行うことができない人は、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

① 選挙人から本市選挙管理委員会へ不在者投票宣誓書兼請求書（本市ホームページからダウンロードできます。）を郵送又は窓口に持参。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求が可能。（詳しくは、市ホームページをご覧ください。）

② 本市選挙管理委員会から請求された人（選挙人）に不在者投票に必要な書類（投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書など）を郵送

③ ②により投票用紙などの交付を受けた選挙人は、これらの書類を持参の上、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票を実施（不在者投票証明書の封筒は開封せず、また、投票用紙に何も記載せず、滞在地の選挙管理委員会に持参してください。）

不在者投票の実施後、滞在地の選挙管理委員会から本市選挙管理委員会へ不在者投票が行われた投票用紙が郵送されます。

それぞれの手続は、原則として郵送での手続となります。投票日の午後8時までに、京田辺市の所定の投票箱に不在者投票された投票用紙を入れないと、投票が無効になります。郵送には時間がかかりますので、余裕をもって手続をしてください。

病院・老人ホームなどの施設で行う不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム・身体障害者支援施設などに入院（所）している人も、一定の要件を満たせば、施設内で投票ができます。希望される人は、入院（所）している施設の職員に申し出てください。

重度の障がいのある人は 郵便等投票制度を利用できる人

身体に一定の重度の障がいのある人には、郵便などにより投票することができる、郵便等投票制度があります。制度の利用を希望される人は、事前に郵便等投票証明書を申請していただく必要があります。

参議院議員通常選挙における投票用紙の請求期限は、7月16日（水）までです。
また、投票日（7月20日（日））の午後8時までに所定の投票箱に投票用紙を入れないと、投票が無効になります。

それまでの手続きには一定の時間がかかることがありますので、本制度を利用される場合は、お早めに申請してください。

詳しくは、選挙管理委員会（総務室内、電話64-1337）にお問い合わせください。

（郵送に限る。）

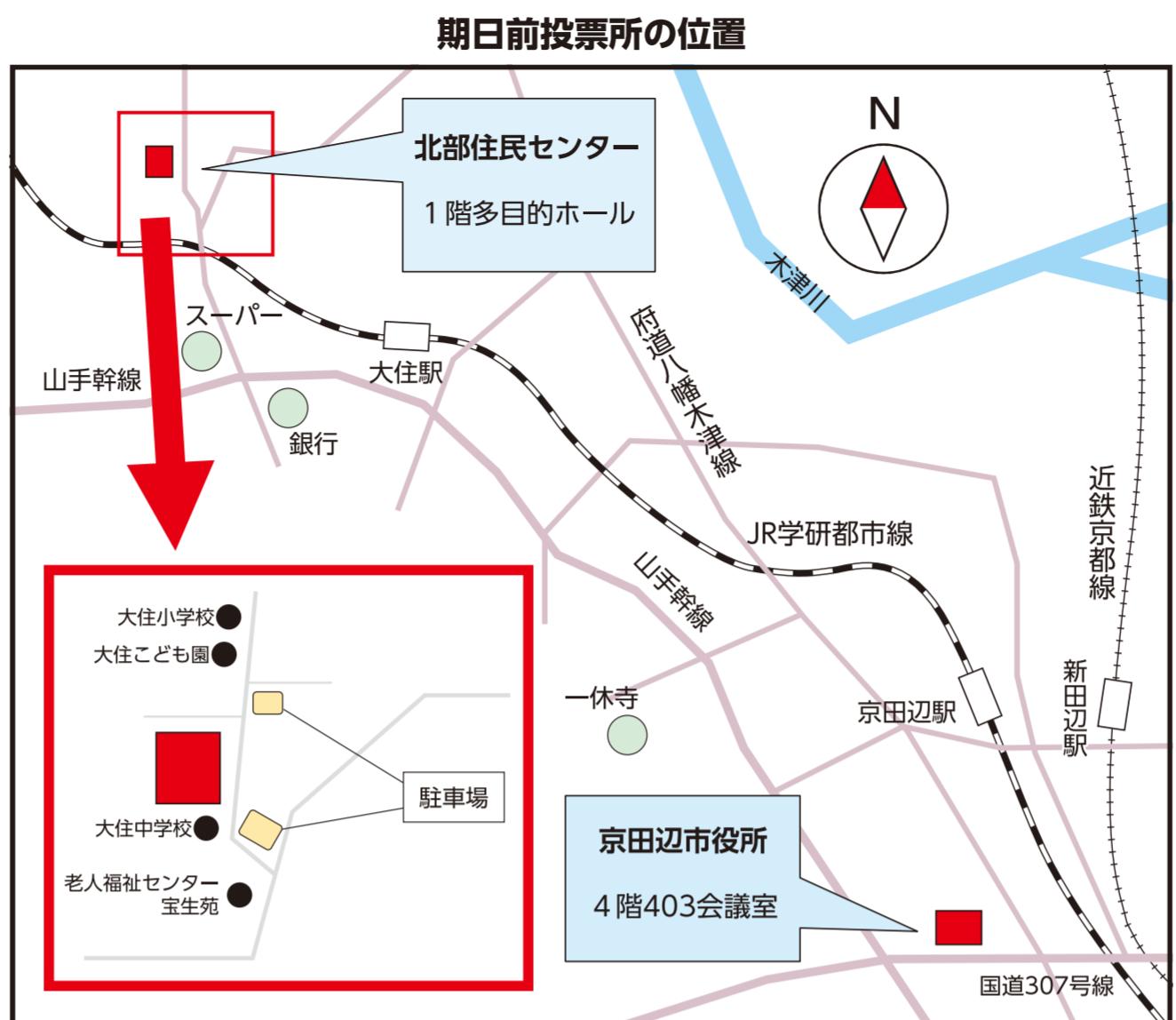
- (1) 申請者は投票を実施し、選挙管理委員会へ投票用紙などを送付（郵送に限る。）
- (2) 選挙管理委員会から選挙管理委員会へ郵便等投票証明書の交付を申請
- (3) 選挙管理委員会から選挙管理委員会へ郵便等投票証明書の交付を申請
- (4) 選挙管理委員会から選挙管理委員会へ郵便等投票証明書の交付を申請
- (5) 申請者は投票を実施し、選挙管理委員会へ投票用紙などを送付（郵送に限る。）

字を書くことが 困難な場合は 代理投票制度を

代理投票とは、投票所において、けが病気・障がいなどにより投票用紙に文字を書くことが難しい人に代わって、投票所の係員が候補者の名前を書くことができる制度です。

代理投票を利用する際は、投票所の係員に「代理投票希望」とお申し出ください。代理投票補助者（係員）2人がそばについて、投票用紙の記入のお手伝いをします。

選挙の公正を確保するため、付添人が原則、投票記載台まで付き添うこと



投票日の当日、仕事や旅行などで投票所に行けないと見られる人は、投票日の前でも期日前投票をすることができます。期日前投票は、公示日の翌日から投票日の前日までの間、行うことができますが、投票日直前の期日前投票所を設置します。

なお、投票日の前日までの間、行うことができますので、なるべく早めにお越しください。

前日の期日前投票所は、大変混み合いますので、なるべく早めに前投票をすることができます。

前日の期日前投票所を設置します。

| 期日前投票所 | 開設期間 | 開設時間 |
|----------------------|---|---------------------|
| 京田辺市役所4階 403会議室 | 7月4日（金）から 7月19日（土）まで (土・日曜日も投票 できます) | 午前8時30分～ 午後8時00分 |
| 北部住民センター1階 多目的ホール | 7月18日（金） 19日（土） | 午前9時30分～ 午後8時00分 |

【持ち物】

- ◆ 投票所入場券
- ◆ 期日前投票宣誓書（投票所入場券の裏面又は市ホームページに掲載している期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項をご記入の上、持参していただくとスムーズに投票ができます。）

選挙公報の各世帯への配布について

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を各世帯へ配布します。この選挙公報は、京都府選挙管理委員会において公示日以降に作成し、本市選挙管理委員会が委託した京田辺市シルバー人材センターが順次配布しますので、各世帯に届くのが投票日の直前になることがあります。

なお、選挙公報は、京都府選挙管理委員会のホームページでもご覧いただけます。選挙公報が届かない場合は、以下までお問合せください。

(公社)京田辺市シルバー人材センター
電話 0774-64-8822

選挙啓発活動等を実施

一明るい選挙の実施に向けて

京田辺市選挙管理委員会と京田辺市明るい選挙推進協議会は、参議院議員通常選挙の啓発活動を実施する予定です。

投票日の周知を図るために、市内の公共施設や駅前に横断幕や、のぼりを設置するほか、公共施設や駅前にある一休さん像に「投票してから一休み」「一票を休まないで参加しよう」と書かれた啓発タスキをかけます。



また、広報車や市の公式LINE・Facebookなどを活用した期日前投票のPRも行う予定です。

今後も、一人でも多くの人に投票いただけるよう、選挙啓発に関する取組を続けていきますので、大切な一票を投票しましょう。



各投票所位置図 (第1区から第22区までの投票所)

| | | | |
|------------------------|--------------------------|---|------------------------|
| 第1区投票所 中央図書館 | 第2区投票所 薩公民館 | 第3区投票所 興戸公民館 | 第4区投票所 松井公民館 |
| | | | |
| 第5区投票所 北部住民センター | 第6区投票所 健康村公民館 | 第7区投票所 草内公民館 | 第8区投票所 飯岡公民館 |
| | | | |
| 第9区投票所 三山木小学校 | 第10区投票所 南山学園 | 第11区投票所 普賢寺公民館 | 第12区投票所 打田公民館 |
| | | | |
| 第13区投票所 天王公民館 | 第14区投票所 河原公民館 | 第15区投票所 府宮住宅田辺団地 第2集会所 | 第16区投票所 松井ヶ丘公民館 |
| | | | |
| 第17区投票所 東田辺公民館 | 第18区投票所 一休ヶ丘公民館 | 第19区投票所 健康ヶ丘公民館 | 第20区投票所 花住坂公民館 |
| | | | |
| 第21区投票所 山手南公民館 | 第22区投票所 志同社山手北公民館 | <p>※各投票所の駐車場台数には限りがありますので、ご了承ください。</p> <p>※投票所の位置図は、次の二次元コードからもご確認いただけます。</p> | |
| | | | |